

## キャンパス・サポーター（障がい学生支援）の手引き（令和2年度版）

### ○キャンパス・サポーター（障がい学生支援）活動の範囲について

- ・ 本学の「キャンパス・サポーター（障がい学生支援）活動（以下、サポーター活動）」は障がいのある学生が障がいのない学生と同様に教育を受けることができるよう支援することを目的としています。具体的な支援内容は、「障がい学生（以下、利用学生）」と「障がい学生支援室」との合意のもと、決定され、提供されます。
- ・ 利用学生個人から「キャンパス・サポーター（障がい学生支援）（以下、サポーター）」個人への依頼に基づく活動は、サポーター活動にあたらなため、利用学生と支援する学生の責任において行ってください。サポーター活動を通じてお互いの関係が密となり、活動の枠を超えた個人的な問題を抱え込んでしまうことのないよう、十分注意してください。どうしたらよいか分からなくなったとき、また、どこまでの支援をしてよいか判断に迷ったときは、障がい学生支援室に相談してください。
- ・ 利用学生やサポーターの、マナーおよびルール違反（講義中の携帯メールや遅刻の黙認など）が見られた場合は支援内容を見直します。利用学生が講義中、明らかに寝ている、または講義と関係のないことをしている場合は支援を中止し、利用学生に中止した旨を伝えてください。同様に利用学生・サポーター共に、他者に危害を及ぼすような言動がある場合は、サポートや活動内容および今後の登録の是非について検討します。

### ○サポーター活動の例

サポーター活動には様々なものがありますが、以下に令和2年度秋学期に予定されている主な支援例について記載します。

音声の自動文字化システム(UD トーク) 誤変換の修正	Teams や Zoom などによるいくつかのライブ授業では、聴覚に障がいのある方が音声による情報を文字で得られるように、UD トークという音声を文字に自動変換するシステムを利用していますが、誤変換が生じるため、PC やスマートフォンでオンライン授業を視聴しながら、PC 上で UD トークシステムを使って誤変換の修正を行います。
動画の字幕作成	聴覚に障がいのある方が音声による情報を文字で得られるように、授業で使用する動画に字幕を作成します
教材のテキストデータ化	視覚障がいのある学生のために講義で使用する教材をテキストデータ化します。テキスト化された教材は音声読み上げソフトなどを使用して、聞き取ることができます。

### ○活動にあたって

- ・ サポーターは利用学生のプライバシーを保護する義務や守秘義務があります。サポーター活動及びその活動に関連したやり取りにおいて得られた個人情報を他に口外することのないよう注意してください。サポーター活動の際に、障がい等について開示が必要な場合には、必ず利用学生本人の同意を得てください。
- ・ サポーターは、原則として自分の履修授業中に支援を行うことはできません。
- ・ サポーターは、サポーター活動を行う前に、傷害保険・賠償責任保険に必ず加入してください。

### ○活動報告について

サポーター活動を行った場合は、月ごとにキャンパス・サポーター（障がい学生支援）活動報告書を必ず提出してください。**活動報告書の提出締め切りは、活動月の翌月 3 日です。**支払いの元となる書類ですので、訂正の場合は二重線を引き、訂正印（キャンパス・サポーター印欄に押す印と同じ印）を押してください。

## ○謝金について

### 【謝金額について】

- ・ サポーター活動を行い、適正な報告書等必要書類が期日までに提出された場合は、1 時間あたり、学部生は 1,050 円、大学院生は 1,150 円の謝金を支払います。  
 ※文字起こし、字幕修正、書籍のテキストデータ化等、一部の謝金については、実際の所要時間にかかわらず、映像の長さや成果物原稿の枚数に応じた単価を設定しています。映像の一部の文字起こしを依頼した場合は、依頼した部分の長さをもとに作業時間を算定します。動画に対する字幕挿入の謝金は、元の動画時間(分)を 5 倍にした時間を基にキャンパス・サポーター1分あたりの単価(学部生: 17.5 円、大学院生: 19.2 円)を掛けた金額となります。
- ・ 無償での活動を選択することもできます。登録時に無償の選択をした場合は、謝金の支払いはしません。有償へ変更することはできますが、必ず事前に障がい学生支援室まで変更を申し出てください(有償への変更を申し出た日以降に行った活動に対して、謝金を支払います)。
- ・ ノートテイクの支援など、通常二名一組で行う支援において、組み合わせのサポーターが出席せず 1 名で支援を行った場合も謝金の額は同額です。

### 【振込口座の登録について】

謝金の支払いは銀行振込のみです。振込口座の登録のために債主コード作成依頼書(個人用)を提出してください。振込口座はサポーター本人名義の口座に限ります。既に口座を登録しているサポーターも、口座や住所等に変更のある場合は再度提出をお願いします。外国籍の方及びゆうちょ銀行の登録を希望の場合は、通帳の見開き 1 ページ目の写しを添付してください。

### 【毎月の報告、提出期限について】

- ・ 活動報告書ほか、謝金支払いのため提出をお願いしている書類の締め切りは、活動月の翌月 3 日です。謝金の支払いは活動報告書を元に行います。提出が遅れた場合、不備がある場合は支払いが遅れてしまいますので、必ず期日を守って、不備のないよう提出をお願いします。
- ・ 無償を選択している場合も、活動報告書は必ず提出してください。
- ・ 原則として、活動報告書の提出締切日を3ヶ月以上過ぎて提出された場合は支払いができませんので、ご了承ください(特別な事情により、事前に期限延長の申し出があった場合を除く)。
- ・ なお、令和 2 年度分の活動報告書提出の最終期限は、令和 3 年 2 月 26 日(金)です。

### 【謝金の支払日について】

活動月の翌月3日までに適正な活動報告書等必要書類が障がい学生支援室に提出があった場合には、活動月の翌々月17日に謝金が債主コード登録された銀行口座へ振り込まれます。

### 【外国人留学生のかたへ】

外国人留学生(在留資格が留学)がサポーター活動を行うためには、資格外活動の許可が必要になります。必ず許可を受け、在留カードの写し(両面)を提出してください。また、サポーター活動とその他のアルバイト等の合計時間が 1 週について 28 時間以内(学則で定める長期休業期間にあるときは、1 日について 8 時間以内)となるようにご留意ください。資格外活動の許可については、詳しくは入国管理局のウェブサイトを参照してください。

<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyuu/shikakugai.html>

### 【マイナンバーの収集について】

本学より年間5万円を超える謝金をお支払いする場合には、所轄税務署へ支払調書の提出の必要があり、その際マイナンバーが必要になります。マイナンバーの収集については、下記の専門業者に委託していま

2020.10.1

すので、当該業者からマイナンバー提供に関するお願いが送付された際には、ご協力をお願いいたします。

【委託業者】ビーウィズ株式会社 マイナンバー事務局

※上記業者以外からの問い合わせには応じないでください。

#### ○留意事項

- ・ 支援活動が決まった後、サポーターの都合によりキャンセル等を希望する場合は、原則として窓口休業日を除いた5日前までに、その旨を申し出てください。
- ・ 【UDトーク誤変換の修正者のかたへ】  
UDトーク誤変換の修正など、ライブ授業の支援は、原則として担当科目のうち支援が必要なすべての回に出席していただく必要がありますが(資料ダウンロードのみで行われるなど、ライブ授業でない回は出席の必要はありません)、やむを得ず欠席や遅刻する場合は、原則として窓口休業日を除いた5日前までに障がい学生支援室へ連絡してください。やむを得ず遅刻した場合で、事前連絡ができなかった場合は、事後でも必ず連絡をしてください。

#### ○障がい学生支援室からの連絡、障がい学生支援室への連絡について

障がい学生支援室からのサポーター活動に関する連絡等は、登録申請時に入力した YNU メールアドレス宛に送信しますので、@ynu.ac.jp からのメールを受け取れるように設定をお願いします。また、障がい学生支援室宛に連絡する際は、必ず YNU メールから送信してください。

【問合せ先】 障がい学生支援室

電話: 045-339-3118

メール: shougai.shien@ynu.ac.jp

窓口: 学生センター2階③窓口